

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年九月二十九日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第二十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和五十九年佐賀県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二号中「営業」の下に「並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第五条に規定する営業」を加える。

別表第五に次のように加える。

七 政令第五条に規定する営業	県内全地域
----------------	-------

別表第六の一の項中「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条」及び「令第七条」を「政令第七条」に改め、同表の十五の項の(一)中「第二条第六項各号（第二号を除く。）」を「第二条第六項第一号若しくは第三号から第五号まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六十八号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十七条第一項の規定により届出書を提出した者に対するこの条例による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第六の十五の項の規定の適用については、同項中「基づく法第二十七条第一項」とあるのは「基づく法第二十七条第一項（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第六十八号）附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「又は第九項の営業」とあるのは「若しくは

第九項の営業又は政令第五条に規定する営業」とする。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後		改正前													
<p>(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限) 第十三条 店舗型性風俗特殊営業（法第二条第六項第四号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める時間においては、その営業を営んではならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第二条第六項第二号、第三号及び第五号の営業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「政令」という。）第五条に規定する営業午前零時から日出時までの時間（以下「深夜」という。）</p>	<p>(店舗型性風俗特殊営業の営業時間の制限) 第十三条 店舗型性風俗特殊営業（法第二条第六項第四号の営業を除く。）を営む者は、次の各号に掲げる営業の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める時間においては、その営業を営んではならない。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第二条第六項第二号、第三号及び第五号の営業 午前零時から日出時までの時間（以下「深夜」という。）</p>	<p>別表第五（第十二条、第十四条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>営業の種類</td> <td>地域</td> </tr> <tr> <td>一～六 略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>七 政令第五条に規定する営業</td> <td>県内全地域</td> </tr> </table>	営業の種類	地域	一～六 略		七 政令第五条に規定する営業	県内全地域	<p>別表第五（第十二条、第十四条関係）</p> <table border="1"> <tr> <td>営業の種類</td> <td>地域</td> </tr> <tr> <td>一～六 略</td> <td></td> </tr> </table>	営業の種類	地域	一～六 略			
営業の種類	地域														
一～六 略															
七 政令第五条に規定する営業	県内全地域														
営業の種類	地域														
一～六 略															
別表第六（第二十四条関係）		別表第六（第二十四条関係）													
<table border="1"> <tr> <th>納付義務者</th> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者</td> <td>(一) ぱちんこ屋又は政令第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。</td> <td></td> </tr> </table>	納付義務者	区分	額	一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(一) ぱちんこ屋又は政令第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。		<table border="1"> <tr> <th>納付義務者</th> <th>区分</th> <th>額</th> </tr> <tr> <td>一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者</td> <td>(一) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。</td> <td></td> </tr> </table>	納付義務者	区分	額	一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(一) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。			
納付義務者	区分	額													
一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(一) ぱちんこ屋又は政令第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。														
納付義務者	区分	額													
一 法第三条第一項の許可（以下「営業許可」という。）を受けようとする者	(一) ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号。以下「令」という。）第七条に規定する営業について営業許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第二十条第二項の認定（以下「遊技機認定」という。）を受けた遊技機以外の遊技機がないとき。														

改正後

改正前

<p>二〇十四 略</p> <p>十五 法第二十 七条 第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む。)又は第 三十一條の二 第四項(法第 三十一條の七 第二項及び第 三十一條の十 七第二項にお いて準用する 場合を含む。) の規定に基づ く法第二十七 条第一項、第 三十一條の二 第一項、第三 十一條の第七 第一項、第三 十一條の第十 七第一項の届 書の提出があ</p>	<p>(一) 法第二條第六項 第一号若しくは第 三号から第五号ま で又は第九項の営 業を営もうとする 場合 (二) 略 (三) 略</p>	<p>一万千九百 円</p>	<p>(一) 1・2 略</p> <p>(二) ばちんこ屋又は 政令第七条に規定 する営業について 営業許可を受けよ うとする場合で営 業所に設置する遊 技機に遊技機認定 を受けた遊技機以 外の遊技機がある とき。</p>	<p>(一) 略</p> <p>(二) 1又は 2に定める 額に、遊技 機認定を 受けた遊技 機以外の遊 技機一台ご とに二十円 (法第二十 條第四項 の検定(以 下「遊技機 検定」とい う。)を受け た型式に属 する遊技機 以外の遊技 機について は、それぞ れ十項の (三)の下欄に 定める額か ら二千七百 円を減じた 額を加算 した額</p>	<p>略</p>
<p>二〇十四 略</p> <p>十五 法第二十 七条 第四項 (法第三十一 条の十二第二 項において準 用する場合を 含む。)又は第 三十一條の二 第四項(法第 三十一條の七 第二項及び第 三十一條の十 七第二項にお いて準用する 場合を含む。) の規定に基づ く法第二十七 条第一項、第 三十一條の二 第一項、第三 十一條の第七 第一項、第三 十一條の第十 七第一項の届 書の提出があ</p>	<p>(一) 法第二條第六項 各号(第二号を除 く。)又は第九項 の営業を営もうと する場合 (二) 略 (三) 略</p>	<p>一万千九百 円</p>	<p>(一) 1・2 略</p> <p>(二) ばちんこ屋又は 令第七条に規定す る営業以外の風俗 営業について営業 許可を受けよう とする場合 1・2 略</p>	<p>(一) 略</p> <p>(二) 1又は 2に定める 額に、遊技 機認定を 受けた遊技 機以外の遊 技機一台ご とに二十円 (法第二十 條第四項 の検定(以 下「遊技機 検定」とい う。)を受け た型式に属 する遊技機 以外の遊技 機について は、それぞ れ十項の (三)の下欄に 定める額か ら二千七百 円を減じた 額を加算 した額</p>	<p>略</p>

備考 略	十六・十七 略	つた旨を記載 した書面の交 付を受けよう とする者
改 正 後		
備考 略	十六・十七 略	つた旨を記載 した書面の交 付を受けよう とする者
改 正 前		